

デジタル社会推進会議幹事会運営要領（案）

（令和3年9月●日）
デジタル社会推進会議幹事会議長決定

デジタル社会推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

（幹事会の運営）

第1条 幹事会の議事の手続その他幹事会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第2条 幹事会は、議長が招集する。

（関係者の出席）

第3条 議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

（審議の内容等の公表）

第4条 幹事会において配布された資料は、原則として、幹事会終了後速やかに、デジタル庁において公表する。

2 幹事会終了後、遅滞なく、幹事会における審議の内容等を、適当な方法により、デジタル庁において公表する。

（雑則）

第5条 この運営要領に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、議長が定める。